

令和5年2月24日

教員（非常勤講師を含む）各位

学長（緊急事態等対策本部長） 宮下俊也

副学長（教育担当） 越野和之

令和5年度以降における授業・ゼミ等の実施について

現在、国の方針により、大学等でのマスク着用の規制緩和が進められ、また、新型コロナの感染症法上の位置づけも「5類」に移行する方針が決定しています。これらの状況を踏まえて、学修機会の確保の観点から、令和5年度以降の授業・ゼミ等は、コロナ禍前と同じ対面形式での実施を基本とすることとします。これに応じて、制限をかけていた教室収容定員も、通常どおりでの運用に戻ります。

一方で、コロナ禍において導入・実施されてきましたTeams、Moodle、Zoom等のICTを活用した効果的・効率的な授業は、引き続き実施できることとします。その他、令和5年度以降の授業・ゼミ等の実施に係る取扱いは、別添資料にまとめていますので、ご確認ください。

なお、新年度から新型コロナの感染力や病原性が変わるわけではありませんので、引き続き、換気等の感染防止対策や、基礎疾患等の事情により感染不安がある学生への対応を行う必要があることにご留意ください。こちらについては、文部科学省から各大学への通知等に合わせて検討の上、改めてお知らせします。

また、令和2年度以降、各学期が始まる前に、授業・ゼミ等の実施方針策定と、その時々の感染状況に応じた授業形態での実施のお願いをしてきましたが、今後は、上記方針により実施していくこととし、感染状況等の変化がない限り、学期毎に方針等はお示ししないこととします。

ご理解とご協力の程、よろしくお願ひ申し上げます。

令和5年度以降における授業・ゼミ等の実施に係る取扱いについて

國の方針により、大学等でのマスク着用の規制緩和が進められ、また、新型コロナの感染症法上の位置づけも「5類」に移行する方針が決定していることなどを踏まえ、学修機会の確保の観点から、令和5年度以降の授業・ゼミ等の実施は、コロナ禍前と同じ対面形式での実施を基本とすることとする。

一方で、コロナ禍において導入・実施されてきた Teams、Moodle、Zoom 等の ICT を活用した効果的・効率的な授業は、引き続き実施できることとする。

その他、授業・ゼミ等の実施に係る今後の取扱いは、下表のとおり。

	令和5年度以降	令和4年度後期	コロナ禍前
教室収容定員	通常どおり	2／3	通常どおり
非対面授業	対面と同程度の教育効果が得られる授業等は可 (「 <u>非対面授業の考え方</u> 」は、 <u>別紙を参照</u> ）	対面と同程度の教育効果が得られる授業等は可	京阪奈三教育大学の双向遠隔授業の事例あり
遠隔授業(法令等に基づくもの)	届出により可 (遠隔授業の考え方は、 <u>別紙を参照</u>)	可 (コロナ禍の特例措置)	
授業での ICT の活用	活用	活用	一部で活用
授業間の休憩時間	前期 15 分間 (後期は別途検討)	15 分間	10 分間
待機室(101 講義室)	なし	あり	なし
学外からの履修登録・登録訂正	可	可	不可
コロナ配慮	通学・学修時の感染不安 感染疑い・濃厚接触者 ワクチン接種 ワクチン副反応	取り扱いは、文部科学省から各大学への通知等に合わせて別途検討	あり
感染防止対策	マスクの着用 机等の消毒 手指消毒 換気 毎日の検温		要
			不要

- ※ 遠隔授業の届出内容によっては、教務課で検討して、対面授業への変更をお願いする場合がある。
また、届出状況を踏まえて、今後「申請」に変更することがある。
- ※ 今後、現在の新型コロナの感染状況等に変化があれば、上記対応を見直す場合がある。

令和5年4月以降の非対面授業・遠隔授業の考え方等について

1. 非対面授業の考え方

令和5年4月以降は、基本的には対面での授業実施となるが、コロナ禍において創意工夫により行ってきたICTを活用した非対面授業は、対面と同程度の教育効果が得られることを条件に、今後も実施可能とする。

ただし、以下のような事案においては、非対面授業にすべきでないものとして、取り扱うこと。

- ・ 学生本人の自己都合(※)のため、学生からオンラインによる受講やオンデマンドでの受講の要望があった場合

※ 自己都合は、課外活動、就職活動、アルバイト、旅行・帰省、ケガ等の場合をいい、障害等により合理的配慮が必要な場合を除く。

なお、上記自己都合により欠席となる学生に対し、授業の出席とは取り扱わないが、当該学生への教育的配慮として、オンラインでの聴講や、録画授業の視聴を認めることは、これまで同様、問題ない。

2. 遠隔授業の考え方・届出等

大学設置基準の規定で、遠隔授業による単位は、60 単位までしか卒業に必要な単位として認めることができないこととなっている。

これまで、コロナ禍の特例措置として、この間の遠隔授業は当該規定が適用されないこととなっていたが、コロナ収束後は、この特例措置が適用されなくなるため、遠隔授業の管理を行う必要がある。

このため、遠隔授業に該当する授業科目は、事前に教務課に届け出ることとする。

届出が必要な遠隔授業は、以下のとおり。

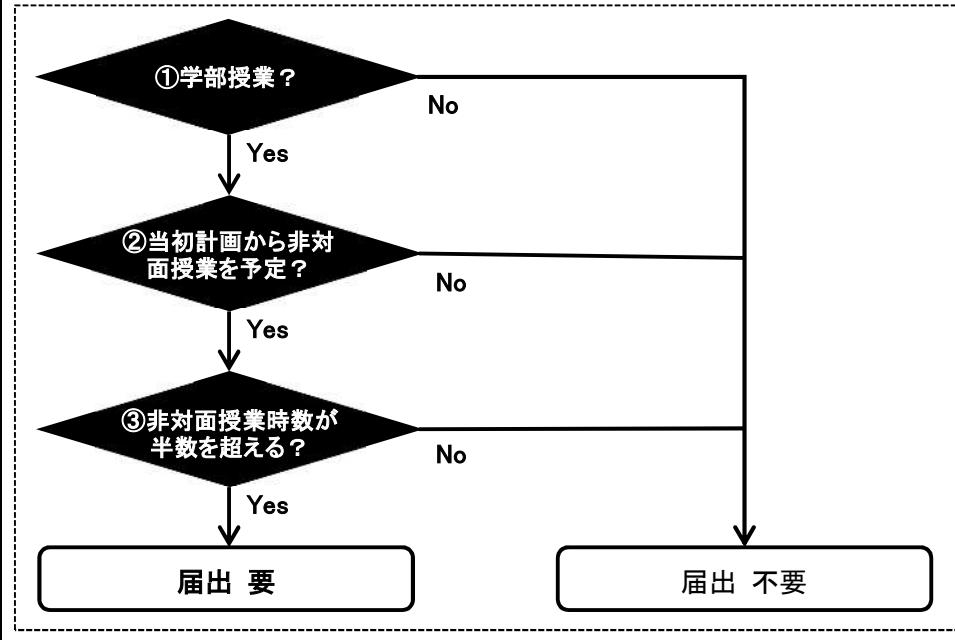
① 学部の授業科目

② 当初計画から非対面授業を予定しているもの

対面で授業を行う予定であった授業が、履修した学生への合理的配慮等により、結果的に、非対面授業となつた場合などは、遠隔授業には該当しない。

③ 非対面授業の授業時数が全体の半数を超えるもの

例えば、15 コマ中 8 コマが非対面授業の場合は、遠隔授業に該当する。



なお、学生が履修登録する際、どの授業が遠隔授業に該当するかが分かるよう、シラバス上に明記する必要があるが、当面の間、上記届出に基づき教務課が行う。